

4月1日  
スタート

# 出雲市地域生活支援拠点「<sup>あい</sup>ささえ愛サポート」

～障がいのある方が地域で安心して暮らしていくために～

地域生活支援拠点とは、障がいのある方の高齢化や障がいの重度化・「親亡き後」を見据え、障がい福祉サービス事業所が協力して、障がいのある方やその家族の在宅生活を支える仕組みです。出雲市では、「誰もがやさしい気持ちでお互いを支えあう」という思いを込め、「ささえ愛サポート」という名称で取り組んでいくこととしました。

## ★主な支援は次のとおりです

### 1. 緊急時に備えた支援（SOS）

介護者（家族）の入院、緊急の不在により、普段の在宅生活を送ることが困難になった時や、一人暮らしの方で緊急の支援が必要になった時に、一時的な受け入れ施設（短期入所事業所等）の調整や手配を行います。

### 2. 地域での生活体験（チャレンジ）

障がい者支援施設等に入所している方や一人暮らしを希望する方を対象にグループホームや賃貸アパートでの宿泊体験ができます。

グループホームは、障がいのある方が共同生活を行う小規模の住居で、日常生活の支援を受けることができます。

## ★利用の対象者

市内にお住まいで、次のような方が対象です。

- 身体障がい者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの方
- 特定医療費受給者証をお持ちの方
- 自立支援医療受給者証をお持ちの方
- 障がい福祉サービスをご利用の方
- 発達障がいのある方

## ★利用について

障がい福祉サービス利用者は担当の相談支援専門員に、利用されていない方は福祉推進課にご相談ください。



おたすね／福祉推進課 ☎21-6961 FAX21-6598

## 声の広報・点字広報をご存知ですか。

「声の広報」は、広報いずもやいずも市議会だよりの内容を、視覚障がいの身体障がい者手帳をお持ちの人や目の不自由な人に、音声にしてCDでお届けするものです。

「点字広報」は点字に訳した冊子をお届けします。

ご希望の場合はお申込ください。無料でお送りします。また身近に目の不自由な人がいらっしゃいましたら、この制度についてお伝えください。



申込み・おたすね／福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598  
メールアドレス fukushi@city.izumo.shimane.jp

認知症になっても住み慣れた地域で暮らすために

# 「認知症初期集中支援チーム」が支援します。

市では、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症専門医、看護師などの医療職、介護職によって構成される「認知症初期集中支援チーム」が、早期診断や早期対応の支援を行っています。

**【対象者】**

在宅で生活している40歳以上の認知症の人や認知症が疑われる人及びその家族で

- ・ 認知症の診断を受けていない、または治療を中断している人
- ・ 医療または介護サービスを利用していない人
- ・ 認知症があり、何らかのサービスを利用しているが、認知症の症状の対応に困っている人 など

**【費用等】** 自己負担はありません。

**【委託先】** 医療法人エスポアール出雲クリニック

**【協力機関】** 出雲医師会認知症サポート医連絡会

**【相談から支援までの流れ】**

相談

下記の相談窓口にご連絡ください

訪問

「認知症初期集中支援チーム」が本人・家族から話を伺います

支援

- ・ 専門医療機関への受診調整
- ・ 介護サービスの利用調整
- ・ 症状に応じた対応方法の助言など

引継

必要な支援を継続して受けられるよう、関係機関に引き継ぎます

**【相談窓口】**

高齢者あんしん支援センター／電話番号	その他の機関／電話番号
出雲 25-0707／平田 63-8200／佐田 84-0019 多伎 86-7122／湖陵 43-7611／大社 53-3232 斐川 73-9125	認知症の人と家族の会島根県支部 25-7708 出雲地区会(認知症コーディネーター) エスポアール出雲クリニック 21-9779

おたすね／医療介護連携課 ☎21-6106

## 令和3年度の標準農作業料金及び農業臨時雇用賃金を決めました

令和3年度の標準農作業料金及び農業臨時雇用賃金を、下表のとおり決めましたので参考としてください。この金額は、令和3年4月1日から適用とします。

項目	地域		
	佐田	多伎	湖陵
耕耘	8,400	8,400	9,300
代かき	8,900	8,900	11,300
育苗 (20箱/10a換算)	17,500	17,500	18,000
田植	8,800	8,800	9,300
刈取	21,600	21,600	23,700
糶運送	2,300	2,300	刈取に含む

(単位:円/10a)

出雲地域、平田地域、大社地域及び斐川地域の料金は、次の問い合わせ先におたすねください。

出雲地域 … JAしまね出雲地区本部中部営農センター ☎31-9055	平田地域 … JAしまね出雲地区本部東部営農センター ☎62-9059
西部営農センター ☎53-2168	大社地域 … JAしまね出雲地区本部西部営農センター ☎53-2168
河南営農センター ☎43-7007	斐川地域 … JAしまね斐川地区本部営農総合センター ☎73-9615
南部営農センター ☎84-0213	

- (1) この料金は、作業項目別の標準的料金を示すもので、双方で作業条件等により協議・決定することを前提としています。
- (2) 作業項目にない農作業は、双方協議のうえ、決定してください。
- (3) この料金は、消費税を含みません。
- (4) 糶運送のみを受託される場合は、貨物自動車運送事業法の許可を受ける必要があります。

**【農業臨時雇用賃金】**

**斐川地域を除く全市 1日(8時間)8,000円 1時間あたり1,000円**

- (1) 8時間を超過する場合は、1時間あたり25%増しとします。
- (2) この賃金は、農作業に従事するため臨時的(6か月未満)に雇用する場合の標準を示すもので、作業の内容、条件等により双方で協議決定することを前提としています。
- (3) 斐川地域は、JAしまね斐川地区本部営農総合センター(☎73-9615)へおたすねください。

おたすね／出雲市農業委員会事務局 ☎21-6762